

栗山町議会基本条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(議会の活動原則)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 議会は、議会が、議員、町長、町民等の交流と自由な討論の広場であるとの認識に立って、その実現のために、この条例に規定するもののほか、この条例をふまえて別に定める<u>栗山町議会会議規則(昭和63年規則第1号)</u>の内容を継続的に見直すものとする。</p> <p>4及び5 略</p>	<p>(議会の活動原則)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 議会は、議会が、議員、町長、町民等の交流と自由な討論の広場であるとの認識に立って、その実現のために、この条例に規定するもののほか、この条例をふまえて別に定める<u>栗山町議会会議規則(昭和63年規則第1号。以下「会議規則」という。)</u>の内容を継続的に見直すものとする。</p> <p>4及び5 略</p> <p>(通年議会)</p> <p><u>第2条の2 議会は、主体的・機動的な活動を展開するため、定例会の回数を年1回とし、会期を通年とする。</u></p> <p><u>2 前項の通年議会に関し必要な事項は、会議規則で定める。</u></p>
<p>(町長等と議会及び議員の関係)</p> <p>第5条 略</p>	<p>(町長等と議会及び議員の関係)</p> <p>第5条 略</p> <p><u>2 議員は、一般質問等に当たっては、目的を十分認識し、単に町長その他執行機関の長への質問に終始することなく、討議に</u></p>

改正前	改正後
<p>2 議長から本会議及び常任委員会、特別委員会への出席を要請された町長等は、議員の質問に対して議長又は委員長の許可を得て反問することができる。</p> <p>(議会改革推進会議)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 議会は、必要があると認めるときは、<u>前項</u>の議会改革推進会議に学識経験を有する者等を構成員として加えることができる。</p> <p>(災害時の対応)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 前項に規定する災害等が発生した場合における議会の対応に関し必要な事項は、<u>議長が別に</u> <u>定める。</u></p> <p>(議員報酬<u> </u>)</p>	<p><u>よる政策論争を展開するものとする。</u></p> <p>3 <u>議員は、通年議会制度を活用し、主体的・機動的な議員活動に資するため、議長を経由して町長その他執行機関の長に対して文書質問を行うことができる。</u></p> <p>4 議長から本会議及び常任委員会、特別委員会への出席を要請された町長等は、議員の質問に対して議長又は委員長の許可を得て反問することができる。</p> <p>(議会改革推進会議)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 <u>議会は、1年ごとに、この条例の目的が達成されているかどうかを前項の議会改革推進会議において検討するものとする。</u></p> <p>3 議会は、必要があると認めるときは、<u>第1項</u>の議会改革推進会議に学識経験を有する者等を構成員として加えることができる。</p> <p>(災害時の対応)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 前項に規定する災害等が発生した場合における議会の対応に関し必要な事項は、<u>栗山町議会業務継続計画（BCP）において定める。</u></p> <p>(議員報酬及び費用弁償等)</p>

改正前	改正後
<p>第23条 議員報酬_____は、別に条例で定める。</p> <p>2 略</p> <p>3 議員報酬_____の条例改正案は、法律第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して必ず議員が提案するものとする。</p> <p>(見直し手続)</p> <p>第27条 <u>議会は、1年ごとに、この条例の目的が達成されているかどうかを第11条第1項の議会改革推進会議において検討するものとする。</u></p> <p>2 議会は、<u>前項</u>による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。</p> <p>3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。</p>	<p>第23条 議員報酬<u>及び費用弁償等</u>は、別に条例で定める。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>議員報酬及び費用弁償等</u>の条例改正案は、法律第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して必ず議員が提案するものとする。</p> <p>(見直し手続)</p> <p>第27条</p> <p>議会は、<u>第11条第2項</u>による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。</p> <p>2 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。</p>